賃貸借契約書(案)

1 賃貸借物件の名称 ハンディターミナルシステムの賃貸借 (機器明細は、仕様書に記載のとおり)

2 設置場所 旭川市上常盤町1丁目

旭川市水道局庁舎3階管路管理課他

3 賃貸借期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで(60か月)

(ただし、契約日から令和8年2月28日まで準備期間とする。)

4 賃貸借料 総額 金 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 支払方法 月額を毎月後払いする。

令和8年3月分の月額

(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

令和8年4月以降の月額 円(59回)

(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の賃貸借について、旭川市水道事業管理者(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道事業管理者

佐藤 幸輝 印

印

円

乙 住 所

氏 名

機器等賃貸借契約約款(長期継続契約)

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本 国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同 じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載のハンディターミナルシステム(以下「機器等」という。)を契約書記載の賃貸借期間中、甲に提供するものとし、甲は、その賃貸借料を乙に支払うものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。このことは、 契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- 4 この契約の履行に関して甲、乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲、乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を 除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所と し、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。
- 10 この契約において単年度換算額とは、賃貸借料を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額をいう。

(指示等の書面主義)

- 第2条 この約款に定める催告、指示、請求、通知、承諾及び解除(以下「指示等」という。) は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規 定する指示等を口頭で行うことができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継(以下、本条において「譲渡」という。)させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙が債権(まだ現に発生していないものも含む)を譲渡する場合は、次の事項が遵守されるものとしなければならない。
 - (1) 甲は、この契約により甲が乙から徴収できる違約金又は賠償金があるときは、譲渡債権から控除を行うことができる。
 - (2) 甲は、譲渡後においても契約の変更、解除を行うことができるものとし、これにより 譲渡債権に毀損があったとしても、譲受者は甲に異議を申し立てることができない。 (検査及び引渡し等)
- 第4条 乙は、賃貸借開始前に乙の負担で機器等を契約書記載の設置場所に搬入し、使用に供するときは、甲の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の検査に合格したときは、乙から機器等の引渡しを受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の検査に合格しないときは、甲が指示する期間内に良品と交換又は補修をしなければならない。この場合の交換又は補修の後の納入については、前2項の規定を準用す

る。

(所有権等)

- 第5条 機器等の所有権は乙に帰属し、甲はそれらを善良な管理者の注意をもって使用し、及び管理しなければならない。
- 2 甲は、機器等を第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾 を得た場合は、この限りでない。
- 3 甲は、機器等の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、速やかに必要な措置を講じなければならない。 (機器等の変更等)
- 第6条 甲は必要があるときには、機器等を変更し、又は移動することができる。この場合に おいて、賃貸借料及び賃貸借期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は、甲に対し必要な費用を請求することができるものとし、その額は甲、乙協議して定める。

(保守等)

- 第7条 乙は、甲が機器等を良好に使用できるよう、保守対象機器について必要な保守を行う ものとする。
- 2 保守対象機器に障害が発生した場合は、甲の要求により、乙は直ちに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に修復しなければならない。
- 3 前項の場合における修復に要する経費は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じた故障の修復については、この限りでない。
- 4 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、第1項に規定する保守を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

(使用不能の場合における措置)

第8条 乙は、保守対象機器が良好に使用できないときは、直ちに当該保守対象機器と同種又は同等の機能を有する保守対象機器を搬入し、使用可能な状態にしなければならない。 (保険)

第9条 乙は、自己の負担で機器等に動産総合保険を付するものとする。 (損害の負担)

- 第 10 条 乙は、甲が故意又は重大な過失により、機器等に損害を与えたときは、必要な費用を 甲に請求することができる。
- 2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、乙は甲に請求しない ものとする。

(賃貸借料の請求及び支払)

- 第11条 乙は、各月において機器等が良好に使用された場合には、当該月の終了後、所定の手 続に従って当該月に係る賃貸借料の支払を請求することができる。
- 2 賃貸借期間の始期又は終期が月の中途であるとき、乙が請求できる当該月の賃貸借料は、 月額の30分の1に賃貸借実日数を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定に基づく請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる ものとする。
- 4 甲は、適法な請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

(履行遅滞)

- 第12条 乙の責に帰する事由により、賃貸借期間の始期までに機器等の納入ができない場合は、乙は、甲に対して違約金を支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、賃貸借期間の始期から検査合格の日までの遅延日数に応じ、単年度換算額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定による率を乗じて計算した額とする。ただし、遅延日数は、検査に要した日を除くものとする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、前条第4項の規定による当該使用月の支払が遅れたときは、 甲は乙の請求により、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規 定による率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(甲の解除権)

- 第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告を要せずに契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、期間内に契約を履行しないとき。
 - (2) 第4条第3項において、甲が定める期間内に交換又は補修を終えることができないと 明らかに認められるとき。
 - (3) この契約に違反し、甲が催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 第3条第1項の規定に違反して、この契約に関する債権を譲渡したとき。
 - (6) 第16条第1項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合においては、乙の責めに帰すべき事由がないと認められる場合を除き、乙は、単年度換算額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等不正行為による解除)

- 第14条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する 排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。 (協議解除)
- 第15条 甲は、第13条第1項又は前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約 を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30 日前までに、乙に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害 を賠償しなければならない。賠償すべき損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

- 第16条 乙は、甲が、この契約について重大な違反をし、その違反により契約の履行が不可能 となったときは、契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(損害賠償の予定)

- 第17条 乙は、第14条第1項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を証明することを要することなく、単年度換算額の100分の10に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。
 - (1) 第14条第1項第1号に掲げる場合において、排除措置命令の対象となる違反行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号) 第6項に規定する不当廉売であるとき。
 - (2) 第14条第1項第1号に規定する排除措置命令又は同項第2号に規定する納付命令の対象となる違反行為が、甲に金銭的な損害を生じないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。
 - (3) 第14条第1項第3号のうち、乙について刑法第198条の刑が確定したとき。ただし、同法第96条の6の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(機器の返還)

- 第18条 甲は、機器の賃貸借期間が満了したとき又は甲が第13条第1項、第14条第1項、若 しくは第15条第1項の規定による契約の解除をしたとき又は乙が第16条第1項の規定によ る契約の解除をしたときは、乙に機器を返還するものとする。
- 2 機器の返還に際し、甲が外部記憶装置についてデータ復旧が不可能な方法での完全消去、 又は物理的破壊を求める場合は、乙はこれを行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第19条 乙は、個人情報の取扱いに際して「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及びその他関係法令を遵守するとともに、旭川市情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順、その他甲及び関係機関等が作成した個人情報の取扱いに関するガイドライン等に従うものとする。
- 2 乙は、賃貸借契約の実施に伴い取り扱う個人情報を甲と契約した業務以外に使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を甲の許可なく第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、甲の許可なく、甲より提供された個人情報が記録された書面、電磁的記録等を、複写又は複製してはならない。
- 5 乙は、甲から提供を受けた個人情報が記録された書面、電磁的記録等を、複写又は複製したものを含め、業務の完了後又は契約期間の満了後、甲の指示に従い、速やかに甲へ返還又は廃棄しなければならない。
- 6 乙は、個人情報を取り扱う従事者に対し、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する

教育を行うものとする。

- 7 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、破損、盗難その他第三者の行為による使用不能、 不法行為等(以下「事故等」という。)を防止するために必要かつ適正な措置を講じなければ ならない。
- 8 乙は、本契約に関する個人情報について事故等(おそれがあるものを含む。以下同じ)が 発生した場合は、その事実を直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 9 甲は、乙に前項の事故等に関する報告書及び個人情報の管理記録その他関係資料(電磁的 記録を含む。)の提出を求めることができるほか、乙又は乙の再委託等先を検査することがで きる。また、甲は、当該事故等の内容を公表できるものとする。
- 10 第8項に係る事故等が乙の故意又は過失であった場合、甲は催告を要せず契約を解除することができる。ただし、乙は、契約解除の後も、前項に定める義務を免れることはできない。
- 1 1 個人情報の取扱いに関し、乙の故意又は過失によって甲に損害を発生させたときは、 乙は、甲が受けた損害を賠償しなければならない。
- 12 乙は、個人情報を取り扱う業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契 約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。 (情報通信の技術を利用する方法)
- 第20条 この約款において書面により行われなければならないこととされている指示等は、旭 川市水道局契約規程及び関係法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法 は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(長期継続契約に係る解除)

第21条 翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、 この契約は解除する。

(協議)

第22条 この約款に定めるもののほか、乙は旭川市水道局契約規程及び関係法令を遵守すると ともに、その他必要な事項については、甲、乙協議して定める。